



2020年3月3日

各 位

会 社 名 株式会社ソリトンシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 信夫
(コード番号：3040 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 三 須 貴 夫
(TEL. 03-5360-3801)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年3月3日開催の取締役会において、本年3月24日開催予定の第42回定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年3月24日開催予定の第42回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年3月24日(火)
定款変更の効力発生日	2020年3月24日(火)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	(削除)
<p>第7条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の解任)</p> <p>第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	(削除)
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>5. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社の取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社の取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第31条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置)	(監査等委員会の設置)
第32条 当社は監査役および監査役会を置く。	第31条 当社は監査等委員会を置く。
(監査役の数)	(削除)
第33条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)	(削除)
第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の解任)	(削除)
第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもって行う。	(削除)
(監査役の任期)	(削除)
第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削除)
(常勤監査役)	(常勤監査等委員)
第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議の方法)	(監査等委員会の決議の方法)
第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録)	(監査等委員会の議事録)
第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の報酬等)	(削除)
第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって行う。	(削除)
(監査役の責任免除)	(削除)
第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第44条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議は、定款第34条第2項の規程を準用する。</p> <p>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第49条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第50条～第52条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の第42回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

以上